

同居家族等がいる場合の生活援助の取り扱いについて

令和3年11月24日

沖縄市では、同居家族等がいる場合の生活援助を居宅サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画書に位置付ける場合は、状況を確認の上、サービス開始前に保険者に確認書を提出し、確認し合うことを推奨しております。原則算定できないものであるものの、個々の状況に応じてやむを得ない事情がある場合、一律機械的に算定できない取り扱いとはしていません。

※居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載してください。

(1) 同居家族等の考え方のめやす

- ① 同じ家屋に家族等（親族）が住んでいる。
- ② 二世帯住宅、あるいは同じ建物に家族等（親族）が住んでいる。玄関が一緒か別か、建物の内部がつながっているかいないか、台所が一緒か別か等の家屋の構造は問わない。
- ③ 同一敷地内、または隣接する敷地に家族等（親族）が住んでいる。②と同様、家屋の構造は問わない。

※生活援助の算定の可否においては、住民基本台帳ではなく生活実態も勘案して判断を行う必要があります、上記以外を「別居」と判断します。

※ただし、①～③に該当する場合でも、十分なアセスメントの上、家族等の状況や援助内容により必要性があると考えられる場合は、生活援助の算定対象となることもあります。判断に迷う場合は給付係・地域支援担当までご相談ください。

(2) 同居家族等がいる場合の生活援助の導入にあたって

同居家族等がいる場合は、原則、生活援助の算定はできません。ただし、同居家族等が「障がい」や「疾病」等により家事等ができない場合または以下に挙げるような状況であるときは算定できる場合があります。

- ① 同居家族等が障がい、疾病や要介護等の認定を受けていて、家事等が困難な状況
障がい、疾病や要介護等の事実のみでもって生活援助を算定することは認められません。障がい名、疾病名、要介護度を明らかにした上で、できること・できないことを明確にし、算

定の可否を判断してください。なお、同居家族等の疾病に関することはその主治医に確認する必要はありません。

② 障がいや疾病はないが、同様のやむを得ない事情で家族等による家事が困難である場合

ア) 高齢による筋力低下があり困難な家事がある

※単に高齢ということのみでもって生活援助の導入はできない

イ) 家族による困難な家事があり、代替手段もない

※「単にやったことがない」といった理由は該当しない。家族等が担えない場合、インフォーマルサービス等代替手段の活用についても必ず検討すること。

ウ) 安全面や健康面、衛生面から見て必要性が高い

例) 呼吸疾患等により日常的に室内の清潔保持が必要(担当医からの指示あり)など

エ) 時間が限定され、その時間に家族等の支援が得られない

例) 食事の準備や服薬の確認等、家族不在の時間帯であっても定期的に行わなければならないことがある

オ) 家族等に無理に介護を行わせることで介護負担が重くなり、健康面に支障が出る等いわゆる「共倒れ」になる恐れがある

③ 同居家族等との関係において、極めて深刻な問題があり、援助ができない場合

介護放棄や修復不能なこじれ等は該当するが、単にやったことがない、遠慮があつて頼みにくいなどは該当しない。

※虐待が疑われる事例については、利用者の居住地を管轄する地域包括支援センターに相談した上で検討して下さい。

④ 同居の家族等に精神疾患等を疑うような状況があり、援助が期待できない場合

診断は受けていないが、会話等から精神疾患が疑われ、なおかつ援助が期待できない場合等。

⑤ 日中独居となる場合

ア) 同居家族等が就労していて、長時間の日中独居、または出張で不在になるため独居の状態になる場合

イ) 就労状況により必要な支援が受けられない

※単に日中不在や出張で不在という理由のみでもって算定することは認められません。どの時間帯(期間)が独居状態になるのか確認し、独居になる時間帯においてサービスを行わなければならない支援内容なのか、家族等が在宅中にできる支援内容ではないか等、よく検討して下さい。

⑥ その他、ケアマネジャーがやむを得ない事情があると判断した場合

(3) 留意事項

- ① サービス提供内容が保険給付サービスとして適切か（老計第10号、老振第76号）。
 - ・介護保険で算定する部分としない部分（家族の支援、インフォーマルサービス、自費利用等）について、きちんと区別して居宅サービス計画に位置付けているか。
- ② 適切なマネジメントかつ自立支援に資する内容となっているか（できないことを補うのみの内容となっていないか）。
 - ・アセスメント、担当者会議録及び居宅サービス計画にサービス内容や導入の理由が明確に確認できるか（老企第36号第2の2(6)に沿っているか）。
- ③ 利用者本人にとって生活援助が必要なのか。
 - ・本人ができないことだけでなく、できそうなことについてもきちんとアセスメントしているか。
 - ・家事の一連の動作についてもきちんとアセスメントしているか。
 - 例・・・「洗濯ができない」として洗濯をサービスに導入することは不可
 - 「洗濯」のどの動作ならできて、どの動作はできないのかを具体的に明らかにした上で、できない部分を保険適用すること。
 - ・同居家族等の直接利益となるサービスを利用者本人の生活援助で行っていないか。
 - 例・・・本人の保険給付で同居の夫のための調理を行うこと
 - ・同居家族等にとっても必要な生活援助のサービスで、かつ要介護（要支援）認定を受けている場合は、按分しているか。
- ④ 同居家族等の状況
 - ・利用者だけでなく、家族等のアセスメントも重要。
 - ・同居家族等が家事をできないやむを得ない理由があるのか。
 - ・要介護状態、障害の等級、疾病の状況、仕事等の状況、などを確認し、これらによってどのような家事ができないのか。
- ⑤ 別居家族の状況や本人に対する支援の状況について

※本人・同居家族・別居家族ができること・できないこと、インフォーマルサービスで対応できること等を十分アセスメントした上で、介護保険サービスでの利用の必要性の有無をサービス担当者会議にて検討して下さい。必要と判断した場合は、必要な支援の内容・必要量についても検討し、決定して下さい。

(4) 提出に関して

《要介護者》

①提出時期

- ・新規で生活援助を導入するとき
- ・生活援助の内容を変更するとき
- ・同居家族等の状況が変わるとき

※サービス担当者会議にて必要性があることを確認した上で、サービス開始前に提出し、保険者と確認し合うことを推奨しています。

②提出書類・・・確認書のほかに下記書類の写しを提出

居宅サービス計画書 1～7 表、アセスメント表、その他必要と判断した書類

※提出の必要性について判断に迷った場合は、給付係にご確認ください。

③提出先

沖縄市健康福祉部介護保険課給付係

《要支援者・事業対象者》

①提出時期

- ・要介護者に準ずる

※原則サービス担当者会議前に対象者を担当する地域型地域包括支援センターへご相談ください。「**地域型地域包括支援センター総合事業サービス調整会議**」にて生活援助の必要性を確認いたします。

なお、地域型地域包括支援センター総合事業サービス調整会議にて生活援助が必要と判断したが、判断に迷う場合は「**沖縄市総合事業サービス調整会議**」で確認いたします。

②開催場所・提出書類等

○地域型地域包括支援センター総合事業サービス調整会議

開催場所：地域型地域包括支援センター

提出書類：介護予防サービス支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）、

利用者基本情報、支援経過録、

生活援助を位置付ける場合の確認シート（別紙1）、

同居家族がいる場合の生活援助相談票（別紙2）、その他

構成員：三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）、担当介護支援専門員

○沖繩市総合事業サービス調整会議

開催場所：沖繩市役所

開催日時：毎月第2・4木曜日 13時半～（祝日の場合は、翌日開催。）

提出書類：地域型地域包括支援センター総合事業サービス調整会議で提出した書類、
確認書（※重複する内容については、「別紙〇〇参照」と記載可。）

提出期日：開催日の3日前まで

構成員：介護保険課地域支援担当職員、地域型地域包括支援センター職員、
担当介護支援専門員

電話 : 098 - 939 - 1212

F A X : 098 - 987 - 8527

- ・介護保険課給付係（内線 3145・2085）
- ・地域支援担当（内線 3143）